

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年6月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第18号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第9条総合政策室の款中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同条市長公室の款第17号ただし書を削り、同条プロジェクト推進室の款第1号中「及び京都駅東部エリア活性化将来構想検討委員会」を削る。

第10条地域自治推進室の款中第29号を第30号とし、第28号を第29号とし、第27号を第28号とし、第26号の次に次の1号を加える。

(27) 証明郵送サービスセンターに関すること。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)